

教育本部専門委員及び技術員選出要領

第1条 この要領は、教育本部規程第3条第3項に基づき、専門委員、技術員の選出に関し、必要な事項を定める。

第2条 教育本部専門委員の区分は、スキー専門委員、スノーボード専門委員、安全対策専門委員、クロスカントリー専門委員とする。

第3条 技術員の区分は、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員とする。

第4条 推薦に係る人数の算出は、改選期の前年度末の、検定員資格を除く教育関係資格登録者数を基準とする。

第5条 専門委員の各ブロックの定数は、次に掲げるとおりとし、各ブロックから推薦された候補者中より選任する。

- (1) 専門委員は、各ブロック7名以内とする。ただし、学連ブロックは1名とする。
- (2) 登録者数が3,000名を超えるブロックは、500名に1名の割合で増員することができる。
- (3) 必要がある場合は、理事会推薦の専門委員を置くことができる。

第6条 技術員の各ブロックの定数は、次に掲げるとおりとし、各ブロックから推薦された候補者中から選任する。

- (1) スキー技術員の各ブロックの定数は、公認スキー指導員及び公認スキー準指導員等の総数を基準とし、50名に1名の割合で算出した人数以内とする。ただし、公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の総数が50名に満たない加盟団体においては、1名を推薦することができる。
- (2) スノーボード技術員の各ブロックの定数は、公認スノーボード指導員及び公認スノーボード準指導員の総数を基準とし、50名に1名の割合で算出した人数以内とする。ただし、公認スノーボード指導員及び公認スノーボード準指導員の総数が50名に満たない加盟団体においては、1名を推薦することができる。
- (3) スキーパトロール技術員の各ブロックの定数は、公認スキーパトロールの総数を基準とし、50名に1名の割合で算出した人数以内とする。ただし、公認スキーパトロールが50名に満たない加盟団体においては、1名を推薦することができる。

第7条 専門委員及び技術員の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) スキー専門委員は、公認スキー指導員及び公認スキーA級検定員の資格を有する者とし、スキー技術員は、公認スキー指導員及び公認スキーA級検定員又は公認スキーB級検定員の資格を有する者とする。ただし、教育本部理事会が特に認めるものについては、この限りではない。
- (2) スノーボード専門委員及びスノーボード技術員は、公認スノーボード指導員とする。
- (3) 安全対策専門委員及びスキーパトロール技術員は、公認スキーパトロールとする。
- (4) クロスカントリースキー専門委員は、公認クロスカントリースキー指導員とする。

2 前項の専門委員に推薦する場合は、推薦時において満65才以下とする。ただし、教育本部理事会が特に認める者については、この限りではない。

第8条 この要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年 8 月	改訂
昭和61年 5 月	改訂
昭和61年 8 月	改訂
平成 2 年11月	改訂
平成 4 年 4 月	改訂
平成 5 年 6 月26日	改正
平成 6 年 6 月17日	改正
平成10年10月 5 日	改正
平成14年 6 月28日	改正
平成14年11月 5 日	改正
平成15年 6 月27日	改正
平成22年 8 月31日	改正
平成24年 9 月26日	改正
平成25年 7 月 9 日	改正
平成29年 7 月15日	改正
平成29年 8 月22日	改正